

警察活動の支え

第1節 警察活動の基盤

第2節 国民の期待と信頼に応える強い警察

第3節 外国治安機関等との連携

第7章

CHAPTER 7



第1節

警察活動の基盤

1 警察の体制

(1) 定員

平成30年度の警察職員の定員は総数29万6,702人であり、このうち7,902人が警察庁の定員、28万8,800人が都道府県警察の定員である。

図表7-1 警察職員の定員（平成30年度）

区分	警察庁				都道府県警察					合計
	警察官	皇宮護衛官	一般職員	計	警察官			一般職員	計	
					地方警務官	地方警察官	小計			
定員（人）	2,180	896	4,826	7,902	629	259,745	260,374	28,426	288,800	296,702

注：都道府県警察職員のうち、地方警務官については政令で定める定員であり、その他の職員については条例で定める定員である。

(2) 警察力強化のための取組

地方警察官については、平成13年度から29年度までの間に合計3万1,811人の増員を行ってきた。刑法犯認知件数が14年以降15年連続して減少するなど、地方警察官の増員は、他の施策と併せ、犯罪の増勢に歯止めを掛け、治安の回復に効果をもたらしていると考えられる^(注)。

しかし、我が国の治安は、刑法犯認知件数等の指標が改善する一方で、人身安全関連事案は後を絶たず、高齢者を中心に大きな被害が生じている特殊詐欺の認知件数が増加しているとともに、国際テロ情勢の悪化やサイバー空間の脅威の増大がみられるなど課題が山積している。また、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の成功に向けて、警察の事態対処能力を強化することが必要となっており、引き続き、時代に合わせて警察力の強化に努める必要がある。このため、警察では、次のような警察力強化のための取組を強力に推進し、厳しい治安情勢に的確に対応することとしている。

① 退職警察職員の積極的活用

交番相談員、捜査技能伝承官等の非常勤職員を拡充し、また、再任用制度を積極的に活用することで、即戦力たる退職警察職員により現場執行力を補完するとともに、経験豊富な警察職員の優れた技能を若手警察職員に伝承している。

② 優秀な人材確保のための採用募集活動の強化

警察庁では、警察官という職業の魅力をアピールするため、合同企業説明会への参加、警察庁ウェブサイトや民間の就職サイトを通じた情報提供等を行い、都道府県警察の採用募集活動を支援している。



合同企業説明会における採用募集活動の様子

注：8頁参照

(3) 女性警察官の採用・登用の拡大

警察では、女性警察官の採用に積極的に取り組んでいる。毎年度1,000人を超える女性警察官を採用し、女性警察官数は年々増加している。平成29年度には1,827人（新規採用者総数に占める比率は17.8%）の女性警察官が採用された。

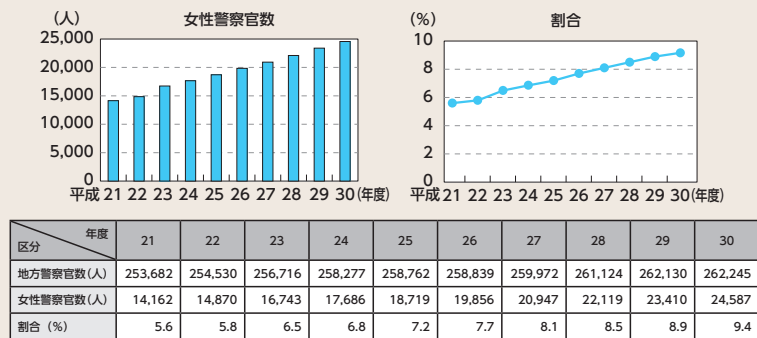
女性が被害者となる性犯罪や配偶者からの暴力事案等の捜査、被害者支援等、女性警察官の能力や特性をいかした分野のほか、強行犯捜査、知能犯捜査等の捜査全般、暴力団対策、警衛・警護等の分野でも活躍するなど女性警察官の職域は全ての分野に拡大しており、警察署長をはじめとする幹部への登用も進んでいる。

また、都道府県警察では、25年に「警察における女性の視点を一層反映した対策の推進に関する検討会」から受けた提言を踏まえ、多様性のある社会のニーズに応えるため、女性の視点をいかした警察づくりに取り組んでおり、女性用仮眠施設の整備や装備資機材の改良、仕事と育児の両立を支援する制度の整備・拡充等の女性が活躍できる環境の整備に向けた様々な取組を推進している。

さらに、警察庁においても、様々な背景を持つ多様な人材が能力を発揮できる環境を整えることにより、警察組織を質的に強化するため、28年に「警察庁におけるワークライフバランス等の推進のための取組計画」^(注)を策定し、更なる女性の採用・登用の拡大等に取り組んでいる。

図表7-2

都道府県警察の女性警察官数及び地方警察官に占める女性警察官の割合の推移（平成21～30年度）

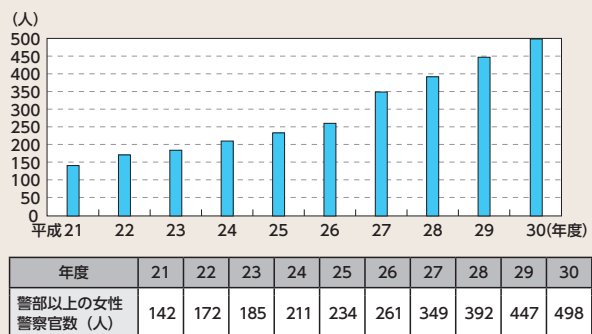


注1：数値は、各年度4月1日現在

注2：平成23年度以降は定員外とされた育児休業取得中の者を含む。

図表7-3

都道府県警察で採用された女性警察官のうち警部以上の人数の推移（平成21～30年度）



注1：数値は、各年度4月1日現在

注2：平成23年度以降は定員外とされた育児休業取得中の者を含む。

MEMO 警察署の地域課長として

青森県七戸警察署地域課長 米澤貴子警部

(現 青森県警察本部生活安全部地域課課長補佐)

平成29年4月1日に警察署の地域課長として赴任しました。

当県の警察署の職員は、以前は勤務先の警察署の管内に居住することとされていましたが、ワークライフバランスの推進のため、その原則が緩和されたことから、私は、夫と5歳の長男と暮らす自宅から七戸警察署に通勤しています。

雑踏警備や行方不明者の捜索等、早朝や夜間、休日の事案対応も多いですが、夫や両親、同僚に支えられながら、仕事と育児を両立させることができます。

地域部門が扱う仕事は多岐にわたります。子供や女性、高齢者が当事者となる事件や事故も少なくありません。だからこそ、女性であることや出産・育児等の経験をいかした対応が必要であると考えています。母親の心情を理解できる地域課長として、課員と共に、地域住民に寄り添いながら仕事に励んでいきたいと思っています。



(4) 教育訓練

警察職員には、適正に職務を執行するため、良識と確かな判断能力や実務能力が必要とされる。警察学校や警察署等の職場では、誇りと使命感に裏打ちされた高い倫理観と職務執行能力を兼ね備えた警察職員を育成するため、教育訓練の充実強化を図っている。

① 警察学校における教育訓練

都道府県警察の警察学校、警察庁の管区警察学校、警察大学校等では、対象者の階級及び職に応じて、次のような体系的な教育訓練を実施している。

図表 7-4 警察学校における教育訓練体系

採用時教育

新たに採用された警察職員に対し、職責を自覚させ、使命感を培うとともに、基礎的な知識及び技能を修得させるもの

昇任時教育

上位の階級又は職に昇任した警察職員に対し、それぞれの階級又は職に必要な知識及び技能を修得させるもの

専門教育

特定の業務の分野に関する高度な専門的知識及び技能を修得させるもの

② 職場における教育訓練

警察署等の職場では、個々の警察職員的能力又は職務に応じた個人指導や研修会の開催等により、職務執行能力の向上を図っているほか、経験豊富な警察官や退職警察官の講義等を通じ、専門的な知識及び技能の伝承に努めている。また、職務執行の際に求められる高い倫理観を培うため、有識者による講習会等を行っている。

③ 術科訓練の充実強化

凶悪犯罪に的確に対処できる精強な執行力を確保するため、柔道、剣道、逮捕術、拳銃等の術科訓練を実施している。特に、様々に変化する状況に的確に対応する能力を培うため、映像射撃シミュレーター^(注)等による拳銃訓練をはじめ、実際の現場で発生する可能性の高い事案を想定した実践的な訓練の充実強化を図っている。



映像射撃シミュレーター



実践的な訓練

(5) 警察職員の殉職・受傷

警察官は、個人の生命、身体及び財産を保護し、公共の安全と秩序の維持に当たるため、自らの身の危険を顧みず職務を遂行し、その結果、不幸にして殉職・受傷する場合がある。

警察では、殉職・受傷した警察職員又はその家族に対して、公務災害補償制度による公的補償のほか、賞じゅつ金の支給等の措置をとっている。また、特記すべき職務執行に対しては、警察庁長官名による表彰を行っている。

注：スクリーン投影した映像に向け、レーザー光線で射撃を行う訓練装置

2 警察の予算と装備

(1) 警察の予算

警察の予算は、警察庁予算と都道府県警察予算から成る。このうち、警察庁予算には、国庫が支弁する都道府県警察に要する経費と補助金が含まれる。

平成29年度警察庁予算では、テロ対策の推進やサイバー空間の脅威への対処に要する経費等を、補正予算では、大規模災害対策の推進に要する経費を措置した。

29年度の国民一人当たりの警察予算は約2万8,000円であった。

① 警察庁予算

29年度当初予算（一般会計）

- ・総額 2,561億1,900万円
- ・前年度比 69億9,400万円（2.7%）減
- ・国の基礎的財政収支対象経費（※）総額の0.3%

テロ対策と大規模災害対策の推進、サイバー空間の脅威への対処に要する経費等を措置

※一般会計の歳出から国債費及び決算不足補填繰戻しを除いたもの

29年度当初予算（東日本大震災復興特別会計）

- ・総額 11億8,400万円

29年度補正予算

- ・補正予算（第1号）総額 434億6,300万円

大規模災害対策の推進に要する経費を措置

② 都道府県警察予算（※）

- ・総額 3兆3,187億1,800万円
- ・前年度比 152億5,400万円（0.5%）減
- ・全都道府県の一般会計予算総額の6.3%

※各都道府県が、犯罪情勢・財政事情等を勘案して編成

(2) 警察の装備

① 車両の整備

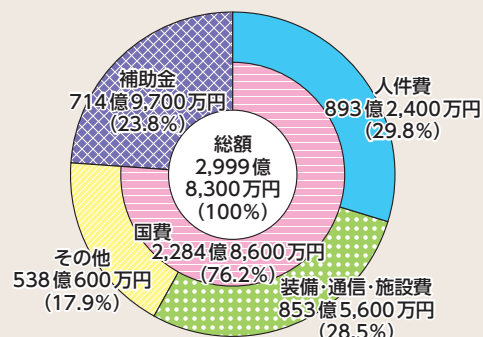
警察用車両として、パトカー、白バイ等が全国に約4万2,500台整備されている。

平成29年度は、災害警備活動に必要な車両等を整備した。

② 装備品の整備

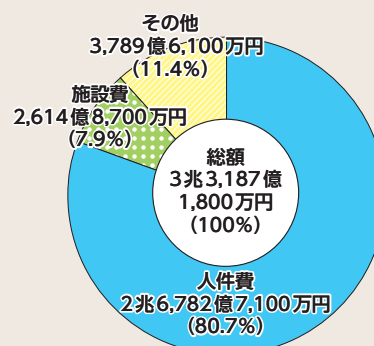
29年度は、テロ対策、大規模災害対策、暴力団対策等の推進を重点として、各種装備品を整備した。

図表7-5 警察庁予算
(平成29年度最終補正後)



※交付税及び譲与税配付金特別会計繰入のための経費624億200万円を除いたもの

図表7-6 都道府県警察予算
(平成29年度最終補正後)



大型輸送車

3 警察の情報通信

(1) 警察活動を支える警察情報通信

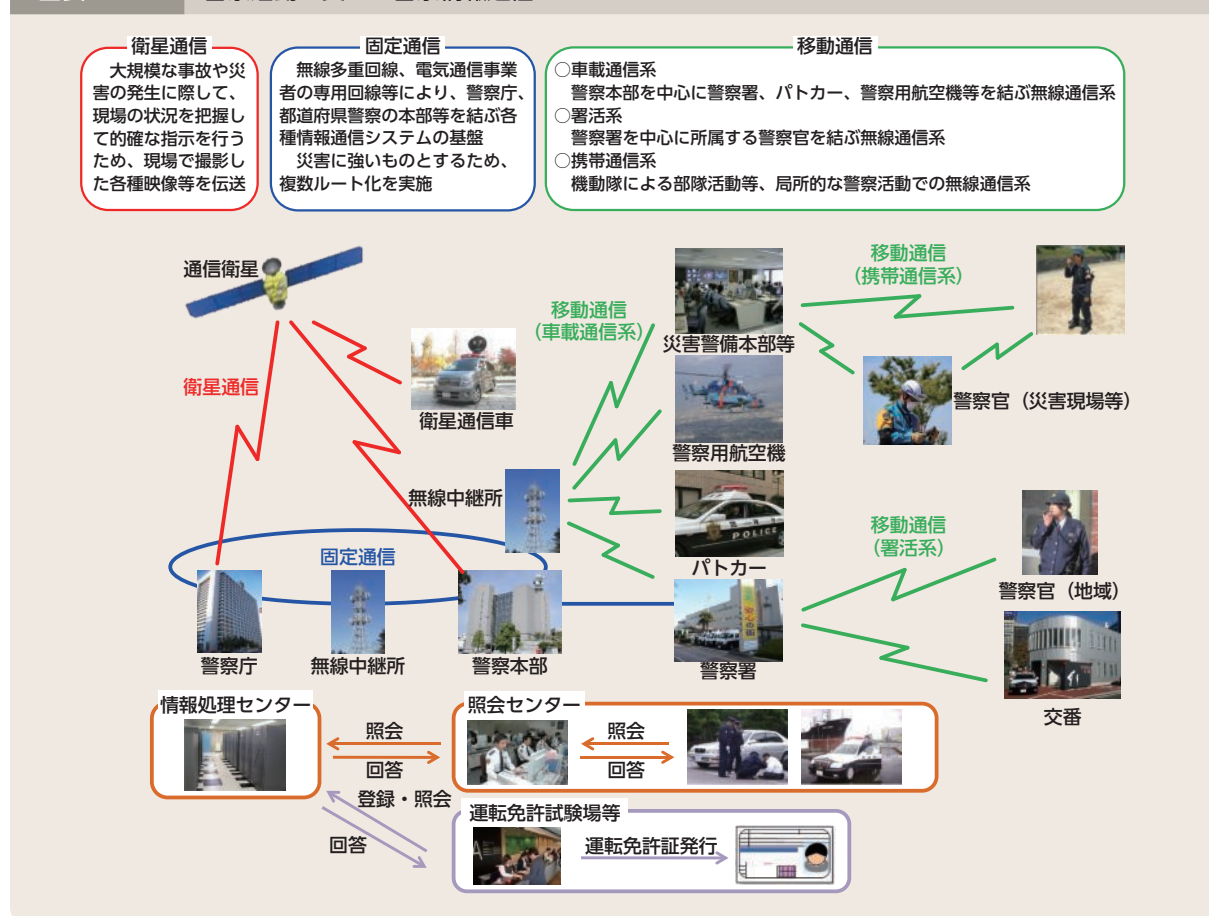
警察では、事件、事故又は災害がどこでどのように発生しても対応できるよう、各種の情報通信システムを開発し、それらを全国に整備するとともに、システムの高度化に努めている。

具体的には、独自に整備・維持管理している無線多重回線、電気通信事業者の専用回線、衛星通信回線等により構成される全国的なネットワークにより、警察庁、管区警察局、警察本部、警察署、交番等を結ぶほか、車載通信系（警察本部を中心に警察署、パトカー、警察用航空機等を結ぶ無線通信系）、署活系（警察署を中心に所属する警察官を結ぶ無線通信系）、携帯通信系（機動隊による部隊活動等、局所的な警察活動での無線通信系）といった各種の移動通信システムを構築することにより、警察業務を遂行する上で不可欠な情報の伝達を実現している。

また、指名手配被疑者、行方不明者、盗難車両等に関する情報を警察庁に登録することにより、第一線の警察官からの照会に即時に回答したり、運転免許証に関する情報を全国一元管理することにより、適切な行政処分を実施したりするための警察情報管理システムを全国に構築することで、第一線の警察活動を支えるとともに、迅速な警察行政に貢献している。

これら警察情報通信の円滑な運営を図るため、国の機関である全国の情報通信部^(注)に、情報通信に関する専門的な技術を有した職員を配置している。

図表7-7 警察活動を支える警察情報通信



注：管区警察局情報通信部、東京都警察情報通信部、北海道警察情報通信部、府県情報通信部及び方面情報通信部

(2) 機動警察通信隊の活動

全国の情報通信部には機動警察通信隊が設置されており、現場の警察活動の基盤となる通信を確保等するための様々な活動を行っている。具体的には、警衛・警護警備の実施時や事件、事故又は災害発生時に、警察本部と現場警察官との間の指揮命令や連絡等が円滑に行われるよう、無線の不感地帯対策のほか現場映像の伝送等の各種情報通信対策を講じている。

平成29年においては、5月の富山県における天皇皇后両陛下「第68回全国植樹祭」御臨場等に伴う警衛警備、7月の「平成29年7月九州北部豪雨」、8月の福島県福島市内の山中における動力滑空機墜落事故等の際に出動した。



「平成29年7月九州北部豪雨」における捜索状況の撮影

MEMO 国外で活躍する国際機動警察通信隊

国外において我が国の警察部隊が必要とする通信を確保するために、警察庁では、警察通信職員の中から国際機動警察通信隊の隊員をあらかじめ指定し、訓練を行うことで、要請に応じて迅速に派遣できる体制を整備している。同隊員は、現地と我が国の間及び現地部隊間の通信回線を設定するなどの通信対策を担当している。

平成29年（2017年）9月にメキシコ中央部で発生した地震に際しては、同隊員2名が国際緊急援助隊の救助チームの一員として派遣され、通信資機材を設置・運用し、被災地における捜索・救助活動に貢献した。



捜索現場における通信回線の設定



通信資機材の設置

(3) 情報管理の徹底

警察では多くの機密情報を取り扱っていることから、警察庁は、警察情報セキュリティポリシー^(注1)の策定・改正等により、情報セキュリティの向上のための総合的な対策を進め、厳格な情報管理に努めている。

具体的には、警察内部ネットワークの外部ネットワークからの分離、外部記録媒体の利用制限等の情報流出等を防ぐための技術的環境を整備するとともに、警察職員の情報の取扱いに係る規範意識の向上のための取組を推進している。

また、警察庁及び全都道府県警察にCSIRT^(注2)を設置し、警察情報管理システム等において情報セキュリティインシデント^(注3)が発生した場合に、迅速かつ的確な情報の集約・分析、被害拡大を防止するための措置等を実施することとしている。

さらに、これらの取組の実効性等を検証するため、都道府県警察等を対象とした情報管理業務監査及び情報セキュリティ監査を継続的に実施している。

注1：警察情報セキュリティに関する規範の体系

2：Computer Security Incident Response Team の略

3：不正プログラム感染事案等情報セキュリティの維持を困難とする事案

4 留置施設の管理運営

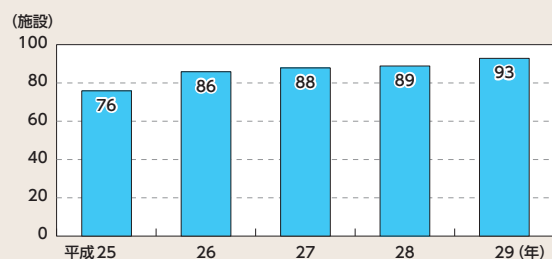
(1) 留置施設の管理運営

平成30年4月1日現在、留置施設は全国で1,140施設（収容基準人員^(注1)2万1,609人）設置されている。警察では、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律に基づき、捜査と留置の分離を徹底しつつ、被留置者の人権に配慮した処遇及び施設の改善を推進しており、月に2回の健康診断の実施、健康に配慮した食事の提供、冷暖房装置の整備等のほか、次のような取組を行っている。

① 女性被留置者に対する適切な処遇

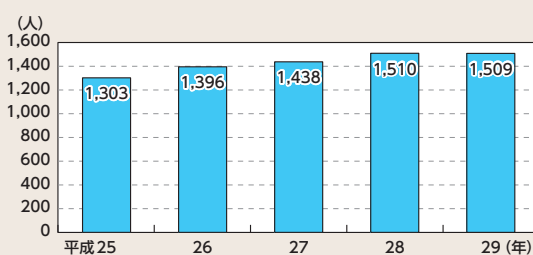
警察では、女性被留置者に対してより適切な処遇を行うという観点から、女性被留置者のみを留置し、女性警察官が常時看守業務に従事する女性専用留置施設の設置を推進しており、全国の同施設は、25年4月から29年4月にかけて、17施設が整備され合計93施設となった。また、留置施設への女性警察職員の配置を進めるなど、物的及び人的基盤の整備を進めている。

図表7-8 女性専用留置施設数の推移
(平成25～29年)



注：各年4月1日現在

図表7-9 留置業務に従事している女性警察職員数の推移
(平成25～29年)



注：各年4月1日現在

② 外国人被留置者に対する適切な処遇

警察では、外国人被留置者向けに、外国語版の告知書^(注2)を用意しているほか、被留置者の信仰する宗教を踏まえた食事の提供を行うなど、言語や宗教等の違いに配慮した処遇に努めている。

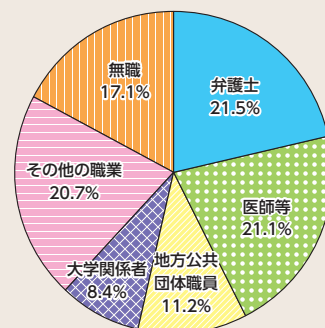
③ 留置施設に対する巡察

警察庁では、被留置者の処遇を全国的に斉一にするため、毎年全ての都道府県警察の留置施設に対し計画的な巡察を実施している。

④ 留置施設視察委員会

留置施設の運用状況の透明性を高めるため、警察部外の第三者から構成される機関として、留置施設視察委員会（以下「委員会」という。）が、警視庁、道府県警察本部及び方面本部に設置されている。委員会は、弁護士等の法律関係者や医師、地域住民等の委員で構成されている。各委員は、留置施設を実際に視察し、被留置者と面接するなどして留置施設の実情を把握した上で、委員会として留置業務管理者（警察署長等）に意見を述べるものとされており、警視総監、道府県警察本部長及び方面本部長は、委員会からの意見及びこれを受けて警察が講じた措置の概要を公表することとされている。

図表7-10 留置施設視察委員会委員の職業別割合
(平成30年1月1日現在)



全国合計251人
(うち女性76人)

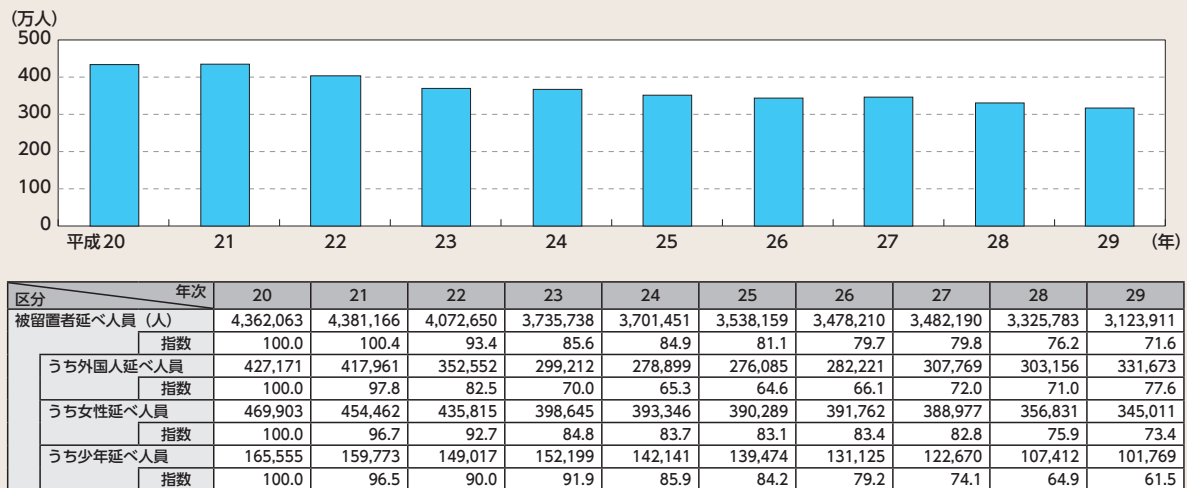
注1：留置施設の定員数

注2：留置の開始に際し、留置施設での処遇について説明するための書面

(2) 被留置者の収容状況

平成29年中の被留置者の年間延べ人員は、全国で約312万人（1日平均約8,600人）と、前年より約20万人（6.1%）減少した。

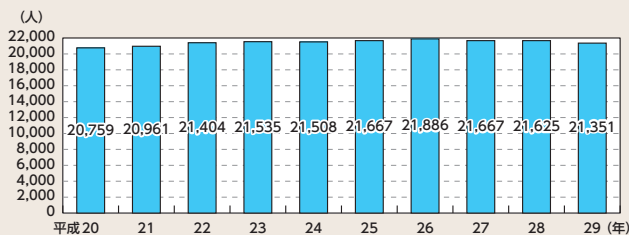
図表7-11 被留置者延べ人員の推移（平成20～29年）



注：指数は、20年を100とした場合の値である。

留置施設の収容率^(注)は、全体としては低下しつつあるが、一時的に過剰な収容状態となる場合が依然としてあることから、警察では、警察署の新築時等に十分な規模の留置施設を整備するとともに、拘置所等刑事施設への早期の移送を要請するなどして、収容力の確保を図っている。また、留置施設の整備に当たっては、被留置者の居室を並列に配置し、居室前面の一部に遮蔽板を設けたり、留置施設内の風通しや採光に配慮するなど、被留置者のプライバシー保護や人権に配慮した設計を取り入れている。

図表7-12 留置施設の収容基準人員の推移（平成20～29年）

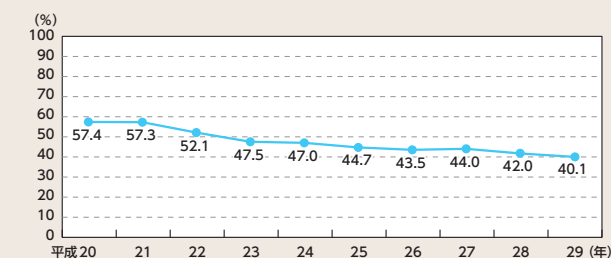


注：各年4月1日現在



留置施設内（居室区画）の状況

図表7-13 留置施設の収容率の推移（平成20～29年）



注：年間平均値



留置施設内（居室）の状況

注：留置施設の定員数に対する被留置者の割合

5 犯罪被害者支援

(1) 警察による犯罪被害者支援^(注1)

① 基本施策

犯罪被害者及びその遺族又は家族（以下「犯罪被害者等」という。）は、犯罪によって直接、身体的、精神的又は経済的な被害を受けるだけでなく、様々な二次的被害を受ける場合がある。そこで、警察では図表7-14のとおり、様々な側面から犯罪被害者支援の充実を図っている。また、各都道府県警察において、あらかじめ指定された警察職員が事件発生直後に犯罪被害者支援を行う指定被害者支援要員制度^(注2)が導入されている。

② 国外犯罪被害弔慰金等支給制度

国外犯罪被害弔慰金等支給制度は、日本国外において行われた人の生命又は身体を害する故意の犯罪行為により、死亡した日本国籍を有する者（日本国外の永住者を除く。以下同じ。）の第一順位遺族（日本国籍を有せず、かつ、日本国内に住所を有しない者を除く。）に国外犯罪被害弔慰金として被害者一人当たり200万円を、障害等級第1級相当の障害が残った日本国籍を有する者に国外犯罪被害障害見舞金として一人当たり100万円を、それぞれ支給するものであり、28年11月から開始された。

③ 犯罪被害者等の特性に応じた施策

犯罪類型等によって犯罪被害者等には異なる特性があることから、警察では、性犯罪被害者、交通事故被害者^(注3)、配偶者からの暴力事案の被害者^(注4)、ストーカー事案の被害者^(注5)、被害少年^(注6)、暴力団犯罪被害者等について、その特性に応じた施策を推進している。

図表7-14 犯罪被害者支援に関する主な施策

犯罪被害者等への配慮及び情報提供 ● 全国統一の相談専用電話「#9110」番等の相談電話の設置 ● 性犯罪被害相談窓口への女性警察職員の配置 ● 刑事手続や犯罪被害者のための制度等を取りまとめた「被害者の手引」の作成・配布 ● 捜査状況等の情報の提供	犯罪被害者等の安全の確保 ● 再被害防止措置の推進（防犯指導、緊急通報装置の貸与等） ● 再被害防止に向けた関係機関との連携
精神的被害の回復への支援 ● カウンセリング技能を有する警察職員の配置 ● 犯罪被害者等の要望に応じた適切なカウンセリングの実施	犯罪被害者支援推進のための基盤整備 ● 犯罪被害者専用の事情聴取室や被害者支援用車両の活用 ● 指定被害者支援要員制度の積極的活用  指定被害者支援要員による病院への付添い（被害者は模擬）
経済的負担の軽減に資する支援 ● 公費負担制度の運用 ・ 性犯罪被害者に対する緊急避妊費用 ・ 身体犯罪被害者に対する診断書料 ・ 司法解剖後の遺体搬送・遺体修復費用 ・ 精神科医等によるカウンセリング費用 ・ 緊急避難場所を利用するための費用 ・ ハウスクリーニング費用 ● 犯罪被害者給付制度の教示及び迅速な裁定	国民の理解の増進 ● 犯罪被害者等支援施策に関する広報啓発活動の推進 ● 中学生・高校生を対象とした「命の大切さを学ぶ教室」の開催

図表7-15 犯罪被害者等の特性に応じた施策の例

性犯罪被害者の立場に立った対応を心掛け、その精神的負担の軽減を図る。

- ・ 性犯罪捜査を担当する係への女性警察官の配置
- ・ 性犯罪被害者が要望する性別の警察職員による対応
- ・ 各都道府県警察の性犯罪被害相談電話に接続される全国統一番号「#8103（ハートさん）」の運用
- ・ カウンセリング技能を有する警察職員の活用、精神科医等との連携によるカウンセリング委嘱制度の運用
- ・ 初診料、診断書料、緊急避妊費用、カウンセリング費用等の支援、衣類を証拠として預かる際の着替え等の整備
- ・ 産婦人科医会等との連携強化

等



「#8103（ハートさん）」の広報ポスター

注1：犯罪被害給付制度については、50頁（トピックスⅡ 犯罪被害給付制度の充実）参照

2：平成29年末現在の要員総数 3万6,708人（30年4月25日時点の集計値）

3：181頁参照

4：30頁参照

5：30頁参照

6：82頁参照

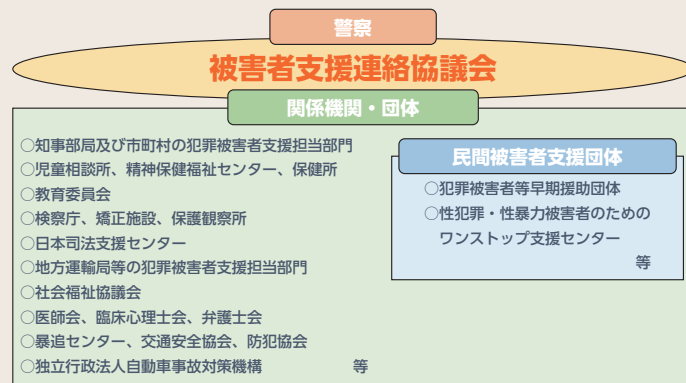
④ 関係機関・団体との連携

犯罪被害者等が支援を必要とする事柄は、生活、医療、公判等多岐にわたるため、全ての都道府県で、警察のほか、検察庁、弁護士会、医師会、臨床心理士会、地方公共団体の担当部局や相談機関等の関係機関・団体から構成される「被害者支援連絡協議会」が設立され、犯罪被害者支援のための相互の連携を図っている。

また、個々の事案において、犯罪被害者等の具体的なニーズを把握した総合的支援を行うために、警察署等を単位とした連絡協議会「被害者支援地域ネットワーク」が構築されている。

さらに、よりきめ細かな犯罪被害者支援を行うため、全ての都道府県において、犯罪被害者支援法に基づき、都道府県公安委員会が犯罪被害等の早期の軽減に資する事業を適正かつ確実に実施できる団体を犯罪被害者等早期援助団体として指定している。同団体では、犯罪被害者等の支援に関する広報啓発活動、犯罪被害等に関する相談への対応、犯罪被害者等給付金の裁定の申請の補助及び物品の供与又は貸与、役務の提供その他の方法による犯罪被害者等の援助を行っており、都道府県警察では、同団体に対し、犯罪被害者等の同意を得て、犯罪被害の概要に関する情報を提供することで、犯罪被害者等が同団体による支援を受けやすくなるよう努めている。

図表7-16 被害者支援連絡協議会



MEMO 全国被害者支援ネットワーク

平成3年に開催された「犯罪被害給付制度発足10周年記念シンポジウム」において、犯罪被害者の遺族から精神的支援の必要性が強く指摘されたことを契機に、更なる犯罪被害者支援のための検討が行われ、4年には、全国初の民間被害者支援団体として、東京に犯罪被害者相談室が設立された。その後、10年2月までに8つの民間被害者支援団体が設立され、同年5月、これらの団体により、全国被害者支援ネットワークが設立された。

現在、全都道府県に民間被害者支援団体が設立されており、このうち犯罪被害者等早期援助団体の指定を受けた団体は、全て同ネットワークに加盟している。警察庁では、同ネットワークが開催する民間被害者支援団体の相談員等への研修に職員を講師として派遣しているほか、毎年、同ネットワークと全国犯罪被害者支援フォーラムを共催するなどして犯罪被害者等の支援に関する広報啓発を推進しており、29年10月には「性犯罪被害者支援の充実をめざして」をテーマとして、同フォーラムを開催した。



全国犯罪被害者支援フォーラム2017

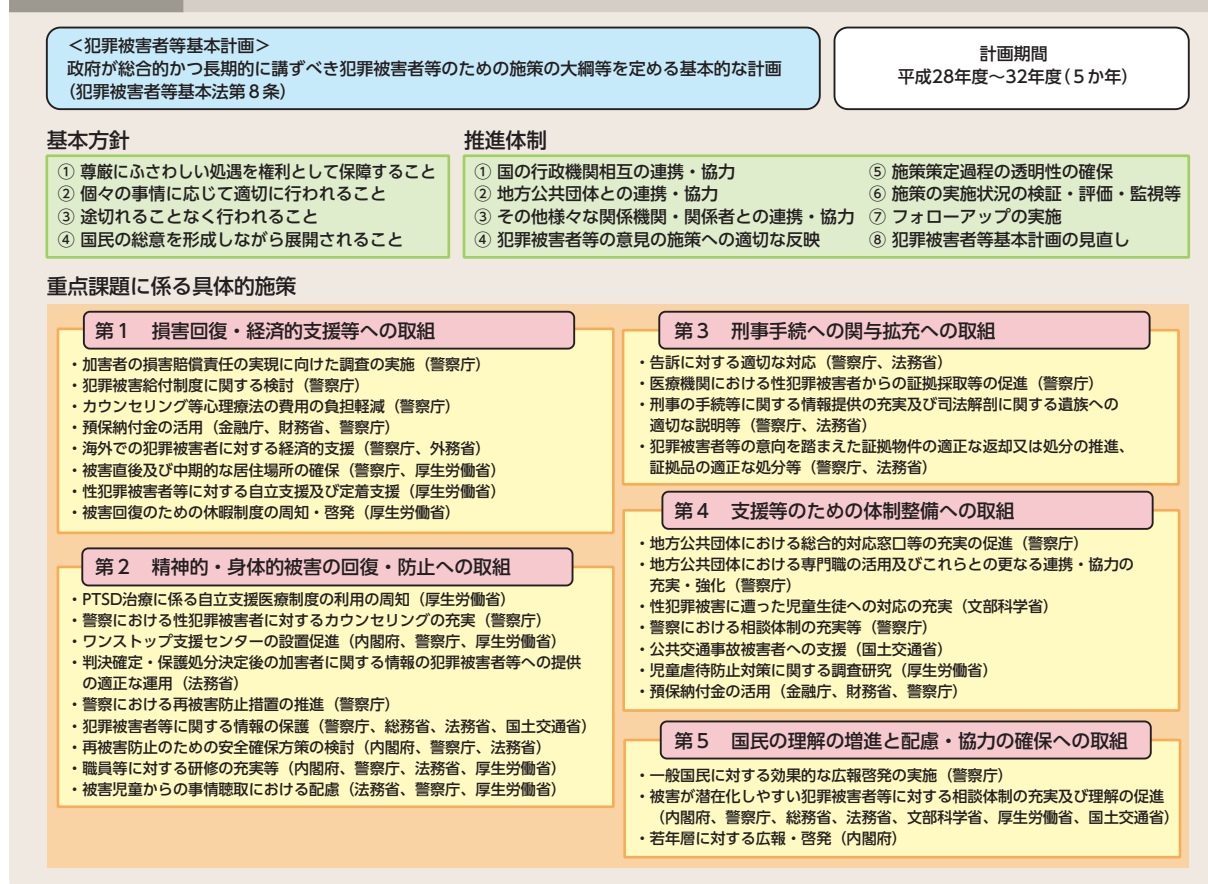
(2) 第3次犯罪被害者等基本計画の推進

犯罪被害者等基本法において、政府は、犯罪被害者等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、犯罪被害者等のための施策に関する基本的な計画を定めなければならないこととされている。

これに基づき、平成17年には犯罪被害者等基本計画が、23年には第2次犯罪被害者等基本計画がそれぞれ策定されていたところ、28年4月、それまでの基本計画の推進による成果を踏まえつつ、28年度から32年度までの5年間を計画期間とする第3次犯罪被害者等基本計画が策定された。

犯罪被害者等基本計画の作成及び推進に関する事務を担う警察庁では、関係府省庁が推進する具体的施策について、その進捗状況を定期的に確認するとともに、年次報告等を通じて公表するなど、第3次犯罪被害者等基本計画の確実な推進を図っている。

図表7-17 第3次犯罪被害者等基本計画の概要



MEMO 地方公共団体と連携した犯罪被害者等の支援のための取組

地方公共団体では、犯罪被害者等に適切な情報提供等を行う総合的対応窓口の設置や、犯罪被害者等が必要とする医療・福祉、住宅、雇用等の生活全般にわたる支援等、各種施策を推進している。

警察庁では、こうした地方公共団体における犯罪被害者等の支援の更なる充実のため、地方公共団体の担当者を招致した会議等を通じ、総合的対応窓口の機能の充実を要請するとともに、犯罪被害者等に関する条例の制定状況等について情報提供を行うなどしている。



都道府県・政令指定都市
犯罪被害者等施策主管課室長会議

6 管区警察局・皇宮警察本部の活動

(1) 管区警察局の活動

① 管区警察局の役割

警察庁には、その地方機関として7つの管区警察局、東京都警察情報通信部及び北海道警察情報通信部が設置されている。事務を能率的に処理するため、管区警察局は、警察庁の事務の一部を分担して所掌している。東京都と北海道の区域は、管区警察局の管轄外とされ、必要に応じ、警察庁が直接に指揮監督等を行う。

② 管区警察局の主な業務

管区警察局では、主として次のような業務を行っている。

ア 府県警察に対する監察

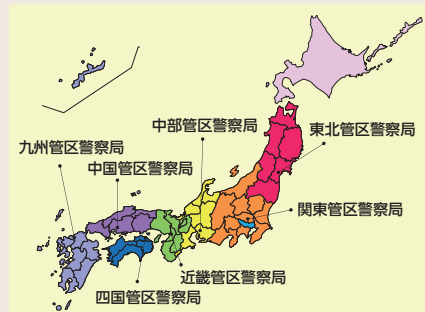
管区警察局の監察機能は、平成12年以降の警察改革の一環として、各管区警察局に総務監察部^(注)を設置することにより強化されている。総務監察部門が管内の府県警察に対する監察を実施することで、警察事務の能率的運営と規律の保持に努めている。

イ 府県の枠を超えた広域調整、災害対応

広域的な対処を必要とする重要事件の合同捜査・共同捜査、高速道路における広域的な交通規制、交通取締り等の実施等に関し、府県警察に対する指導・調整を行っている。

また、一府県警察のみでは対処が困難な大規模災害の発生時には、被災状況等に関する情報の収集・分析に当たるとともに、警察災害派遣隊の派遣等に関する調整を行うことで、国としての危機管理機能を発揮している。

図表7-18 管区警察局の管轄区域



CASE ▶

中部管区警察局は、富山県警察、石川県警察、福井県警察、道路管理者等と合同で、逆走事案、落下物に起因する交通事故及び危険物の流出事案の発生を想定した訓練を実施し、関係団体との連携を強化するとともに、交通街頭活動に従事する勤務員の技能と安全意識の向上を図った。



落下物に起因する交通事故の発生を想定した訓練

ウ 情報通信における全国警察の連携の確保、府県警察への技術支援

管区警察局情報通信部では、府県情報通信部と連携して、警察庁や都道府県警察を結ぶネットワークの整備、管理等を行い、全国警察の有機的連携の確保に努めている。

また、府県警察の行う搜索差押え等の現場に臨場し、記録媒体内の電磁的記録の損壊防止、コンピュータの設定状況等の確認、証拠となる電磁的記録の抽出等の技術支援を行っている。

エ 府県警察職員を対象とした教育訓練

管区警察局に附置された管区警察学校では、主として警部補及び巡査部長の階級にある府県警察の職員を対象とした昇任時教育、専門的教育等を実施している。

注：東北管区警察局、中部管区警察局、中国管区警察局及び四国管区警察局は総務監察・広域調整部を設置している。

(2) 皇宮警察本部の活動

警察庁に附置されている皇宮警察本部は、天皇陛下及び皇族方の護衛、皇居、御所等の警備等を行っている。

① 天皇及び皇族の護衛

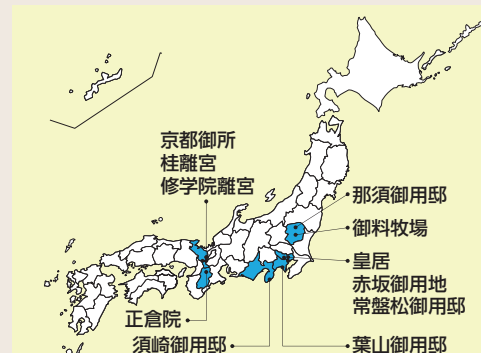
天皇陛下及び皇族方の安全を確保するため、皇宮護衛官のうち、側衛官が、皇居、御所はもとより、国内外において御身邊の直近で護衛に当たっている。

平成29年中は、天皇皇后両陛下がベトナムを御訪問になった際等に、海外に側衛官を派遣し、御身邊の安全を確保した。

② 皇居、御所等の警備

皇居、赤坂御用地、各御用邸、京都御所、正倉院等の安全を確保するため、主に1都1府4県^(注)において警戒警備活動を行っている。29年は、観光立国の実現に向けた政府の各種取組の一つとして、埼玉^{かも}鴨場等の見学会に地域住民以外も参加できることとなったことから、これに必要な警戒警備を実施している。

図表7-19 皇宮警察本部の活動地



天皇誕生日一般参賀に伴う護衛警備実施

図表7-20 護衛警備を実施した主な行事(平成29年)

1月2日	新年一般参賀
4月5日	スペイン国王の皇居参内
4月20日	春の園遊会
11月6日	米国大統領の皇居参内
11月9日	秋の園遊会
11月27日	ルクセンブルク大公の皇居参内
12月2~10日	皇居乾通り一般公開
12月23日	天皇誕生日一般参賀

③ 国賓等の護衛

国賓として来日した外国要人の皇居参内や、信任状等の捧呈に伴う特命全権大使の皇居参内に際して、騎馬、サイドカー等で護衛に当たっている。

MEMO 騎馬による護衛勤務

皇宮警察本部における特色ある護衛活動として、騎馬による護衛勤務がある。この勤務は、特別な被服「儀礼服」を着用し、儀容を整え、威儀を正して護衛する勤務であり、天皇陛下及び皇族方の特別な行事の際や、信任状等の捧呈に伴う特命全権大使の皇居参内の際に、儀装馬車の直近において、騎馬による護衛を行っている。



特命全権大使の皇居参内に伴う護衛活動

注：栃木、東京、神奈川、静岡、京都及び奈良

7 研究機関の活動

(1) 警察政策研究センター

警察大学校に置かれている警察政策研究センターは、様々な治安上の課題に関する調査研究を進め、政策提言を行うとともに、警察と国内外の研究者等との交流の拠点として活動している。

① フォーラムの開催

関係機関・団体等と連携し、国内外の研究者・実務家を交えて社会安全等に関するフォーラムを開催している。



フォーラムの開催

図表7-21 フォーラムの開催状況（平成29年度）

開催月	フォーラムのテーマ	基調講演者
29年9月	我が国のサイバー犯罪対策の現状とこれから～プロアクティブな被害防止対策の推進に向けて～	ドイツ・フラウンホーファー研究機構 サーシャ・アレクサンダー・ヨーベン研究員等
29年12月	薬物犯罪の現状と課題～再犯防止及び大麻の拡散防止を中心に～	慶應義塾大学法学部 太田達也教授等
30年3月	自動運転の実現に向けた今後の課題	中央大学法科大学院 藤原静雄教授等

② 大学関係者との共同研究の推進

大学関係者と共同して研究活動を行っている。これまでに、例えば、慶應義塾大学大学院法学研究科との間で、テロ等の各種治安事象への対策を講ずるに当たり、憲法学的見地から、国民の自由と安全をいかにバランスよく保障していくかについて共同研究を行っている。

CASE

平成29年度は、早稲田大学社会安全政策研究所との間で、「非行・不良行為等の発見段階における立ち直り支援の現状と課題－警察を起点とした機関連携を中心に－」及び「重大非行事案防止のための多機関連携による非行少年等とその家庭への支援に関する研究」について共同研究を行うとともに、30年1月、同研究所との共催により、都内において公開研究会を開催し、少年を犯罪から守るための関係機関・団体の連携の在り方について活発に意見交換を行った。

③ 大学・大学院における講義の実施

警察政策に関する研究の発展及び普及のため、東京大学公共政策大学院、京都大学法科大学院・公共政策大学院、一橋大学国際・公共政策大学院、早稲田大学法科大学院、中央大学法学部・総合政策学部・法科大学院、首都大学東京都市教養学部、法政大学法学部等に職員を講師として派遣している。



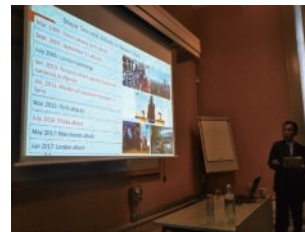
大学・大学院での講義（法政大）

④ 警察に関する国際的な学術交流

海外で開催される国際的な学術会議に参加し、日本警察に関する情報発信を行っている。また、韓国警察庁警察大学治安政策研究所、フランス高等治安・司法研究所、フランス・トゥールーズ第一社会科学大学警察学研究センター及びドイツ・フライブルク大学安全・社会センターとの間で協定を締結し、警察に関する国際的な学術交流を実施している。

CASE ▶

29年6月、スウェーデン・ストックホルムで開催された第12回ストックホルム犯罪学シンポジウムに参加し、我が国における国際テロ情勢と対策の推進状況について発表を行った。



国際的な学術会議での発表（スウェーデン）

CASE ▶

29年9月、公益財団法人日工組社会安全研究財団との共催により、都内において「我が国のサイバー犯罪対策の現状とこれから」をテーマとするフォーラムを開催した。ポットネット^(注)対策の専門家であるドイツの研究員及びアメリカの弁護士、我が国の大学教授等がパネリストとして参加し、活発に意見交換を行った。

（2）警察情報通信研究センター

警察大学校に置かれている警察情報通信研究センターでは、警察活動に関わる情報通信技術について研究しており、その成果は、犯罪捜査の効率化や警察における情報通信システムの整備に活用されている。

例えば、テロ等の発生を未然に防止するため、飛行する小型無人機を早期に発見するための検知手法に関する研究を行っているほか、犯罪捜査等の効率化のため、防犯カメラ等に記録された低照度・低画質な画像の鮮明化技術、多数の画像から人物や車両等を識別し画像を効率的に解析する技術、画像から人物等を特定する識別技術等の画像処理に関する技術の研究を行っている。



小型無人機の検知手法に関する研究

（3）科学警察研究所

科学警察研究所は、警察活動を最新の科学技術に基づいて支えるため、警察庁に附置されている研究機関であり、その業務は、科学技術を犯罪捜査や犯罪予防に役立てるための研究、その研究成果を活用した鑑定・検査及び都道府県警察の鑑定技術職員に対する技術指導を行うための研修という3つの柱から構成されている。

科学警察研究所の研究領域は極めて広く、医学、生物学、薬学、化学、物理学、工学、心理学、社会学等の多様な専門性を有する約100名の研究員を擁している。

① 犯罪捜査等のための研究

科学技術を犯罪捜査や刑事事件の立証等に利用するためには、その有効性、信頼性等を厳格に検証する必要がある。科学警察研究所では、犯罪捜査をはじめとする警察活動への実用化の観点から科学技術の研究を行うとともに、鑑定等に利用する技術、資機材等についての検証等を行っている。科学警察研究所の研究によって確立・実証された知識や技術は、犯罪捜査における鑑定・検査に活用されており、DNA型鑑定、違法薬物の分析、画像解析、ポリグラフ検査、プロファイリング等を通じて、事件の解明、被疑者の検挙等に貢献している。

また、良好な治安を確保するためには、事件・事故の発生を未然に防ぐことが極めて重要であることから、科学警察研究所では、社会学、心理学、工学等の知見を活用して、人身安全関連事案等の未然防止及び交通事故の被害軽減のための研究を行っている。

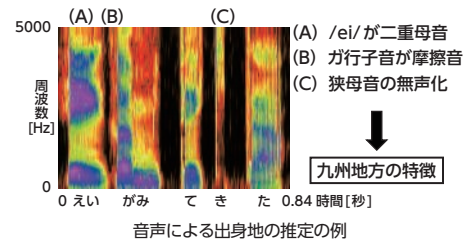
注：攻撃者の命令に基づき動作する不正プログラム（ボット）に感染したコンピュータ及びこれらのコンピュータに攻撃者の命令を送信する命令サーバから成るネットワーク

研究例 農薬製剤の異同識別

流通食品への農薬製剤の混入事件において、農薬製剤の入手経路や製品の特等指定等に寄与するため、農薬製剤に含まれる成分のうち、経年劣化の影響を受けず、流通食品に含まれない成分を指標として、農薬製剤の異同識別を可能とするための研究を行っている。

研究例 音声による出身地の推定

ヒトの音声は、出身地等によって異なる特徴があることを利用して、被疑者の音声からその出身地を推定することを可能とするための研究を行っている。



研究例 高齢者等に配慮した信号制御

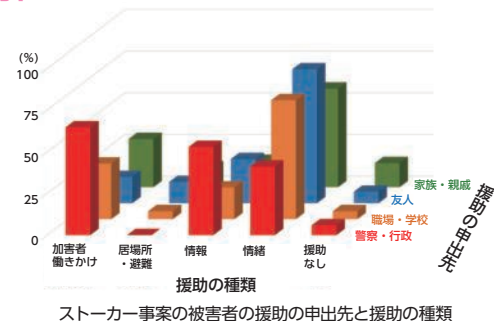
高齢者等の歩行者が道路を横断中、歩行者用灯器が赤色の灯火となり、道路に取り残されることのないよう、歩行者用灯器について、青色の灯火の点滅時間や、信号表示面に青時間の残り時間を表示する機能が歩行者の交通行動に与える影響について研究を行っている。



青時間の残り時間の表示の例

研究例 ストーカー事案の被害者の特性

ストーカー事案の更なる被害の未然防止及び拡大防止を図るため、同事案の被害者が関係機関・団体等に援助を求める申出を促進又は抑制する要因について、行動科学的見地から研究を行っている。



② 鑑定・検査

科学警察研究所では、ミトコンドリアDNA検査^(注)、薬物の微量成分分析等の高度な専門的知識や技術が必要とされる鑑定及び火災の再現実験等の特殊な設備や技術が必要とされる鑑定を実施している。また、偽造通貨及び銃器の弾丸・薬きょう類については、全て科学警察研究所が資料の鑑定を行っている。

③ 法科学研修所における研修

科学警察研究所に置かれている法科学研修所では、主に都道府県警察の科学捜査研究所及び鑑識部門で勤務する職員を対象として、鑑定・検査及び鑑識活動に必要な専門的知識に関する研修を行っている。また、国内外の大学、研究機関等に研修生をおおむね3か月から6か月の期間にわたって派遣し、専門性を高めるための研究に従事させることによって、新たな鑑定手法の開発等に役立てている。

注：細胞核ではなく、細胞内のミトコンドリアに存在するDNAの塩基配列を分析する検査。同配列は、男女を問わず母親の配列と同一となるため、母子や兄弟姉妹間の比較に有効とされる。

第2節

国民の期待と信頼に応える強い警察

1 国民の期待と信頼に応える強い警察

(1) 国民の期待と信頼に応える強い警察の確立のための取組

① 積極的かつ合理的な組織運営

警察では、平成25年に「国民の期待と信頼に応える強い警察」の確立に向けた取組を強化するとの方針を示し、警察署の業務を中心に大胆な合理化・効率化を進めるとともに、若手警察職員の早期戦力化、女性の新たな分野への登用等を含めた人的基盤の強化に取り組んでいる。

また、警察職員の規律違反行為に対して厳正に対処するとともに、その原因・背景の分析に基づき、規律違反行為の防止に資する業務の仕組みの構築を行っている。

さらに、勤務時間の柔軟化に資する制度の整備や部外講師による研修の実施等により、ワークライフバランスを推進するとともに、ハラスメントの防止に関する要綱の策定や研修の実施、苦情や相談を受け付ける職員の指定等により、職場におけるハラスメントの防止を図るなどしている。



若手警察職員による小集団討議

CASE

広島県警察では、意欲と適性を有する警察署の若手警察官を警察本部の刑事部や交通部等に一定期間配置し、当該警察本部の警察官から現場で直接指導を受けながら経験を積む「武者修行制度」を推進し、若手警察官の実務能力の向上を図っている。

また、警察署において若手警察官の指導を担当する警察官の指導能力向上等を目的とした「実戦的総合訓練指導技法競技会」を開催し、採用時教育を受けている若手警察官に見学させるなど、当該指導を担当する警察官及び若手警察官双方の育成に積極的に取り組んでいる。



「実戦的総合訓練指導技法競技会」

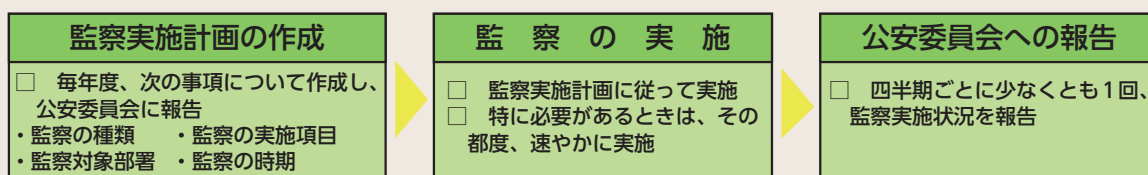
② 監察の実施と苦情を活用した業務改革の推進

ア 監察

警察では、その能率的な運営及び規律の保持に資するために、警察庁、管区警察局及び都道府県警察において、国家公安委員会が定める監察に関する規則に基づき、厳正な監察を実施している。

29年度中、警察庁及び管区警察局においては、都道府県警察等に対し、1,769回の監察を実施し、取調べの適正確保及び高度化の推進状況について指導するなど業務改善を図った。

図表7-22 監察に関する規則（平成12年国家公安委員会規則第2号）



イ 苦情を活用した業務改革の推進

都道府県警察では、職員の職務執行に対する苦情に誠実に対応するとともに、個々の苦情やその傾向を踏まえた業務改善策を策定するなど、苦情を活用した組織的な業務改革を推進している。

(2) 適正な予算執行の確保

警察では、適正な予算執行を確保するため、次のような取組を行っている。

① 警察が行う会計監査

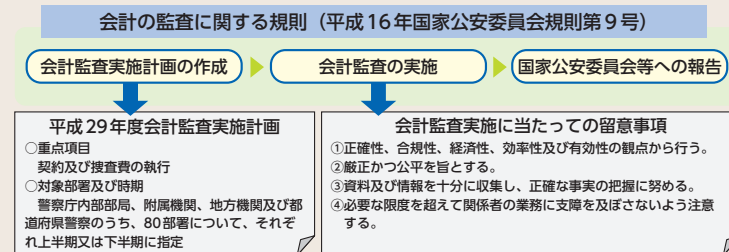
国家公安委員会が定める会計の監査に関する規則に基づき、警察庁長官、警視總監、道府県警察本部長及び方面本部長は、監査手法に改善・工夫を加えながら、一層適正な会計経理を推進するため、会計監査を実施している。

平成29年度は、図表7-23のとおり、警察庁の会計監査実施計画を作成し、80部署を対象に会計書類の点検を行うとともに、捜査費の執行に直接携わった捜査員1,122人を含む2,612人に対して聞き取りを実施するなどした。

② 会計業務の改善に係る取組

警察庁では、会計業務の改善に関する各種取組を全庁を挙げて推進するため、関係職員から構成される「警察庁会計業務改善委員会」及び外部有識者から構成される「警察庁会計業務検討会議」を開催して、行政事業レビュー、調達改善の取組等を通じ、会計業務の改善に努めている。

図表7-23 会計の監査に関する規則（平成16年国家公安委員会規則第9号）と平成29年度会計監査実施計画



監査における職員からの聞き取り

(3) 情報公開制度

警察庁では、警察庁訓令・通達公表基準に基づいて、訓令及び施策を示す通達を原則として公表することとし、ウェブサイトに掲載している。また、窓口を設置し、行政機関の保有する情報の公開に関する法律に基づく開示請求を受け付けるとともに、警察白書や統計、報道発表資料等の文書を一般の閲覧に供している。

平成29年度中の国家公安委員会と警察庁に対する同法に基づく開示請求及びその開示決定等の件数は図表7-24のとおりである。

図表7-24 平成29年度中の開示請求等の件数（情報公開）

	開示請求	決定		
		全部開示	一部開示	不開示
国家公安委員会	3	1	5	1
警察庁	250	87	103	43

注：前年度から繰り越した請求に対して決定を行ったもの、開示請求の受理後に請求が取り下げられ、請求に対する決定が行われなかったもの等が含まれることから、開示請求の件数と請求に対する決定の合計数は異なっている。

(4) 個人情報保護

警察庁では、警察庁における個人情報等の管理に関する訓令を制定し、個人情報の管理体制を定めるなどして保有する個人情報の適正な取扱いに努めている。また、窓口を設置し、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律に基づく開示請求を受け付けている。

平成29年度中の国家公安委員会と警察庁に対する同法に基づく開示請求及びその開示決定等の件数は、図表7-25のとおりである。

図表7-25 平成29年度中の開示請求等の件数（個人情報保護）

	開示請求	決定		
		全部開示	一部開示	不開示
国家公安委員会	0	0	0	0
警察庁	21	0	11	7

注：請求に対する決定を29年度中に行わなかったもの等が含まれることから、開示請求の件数と請求に対する決定の合計数は異なっている。

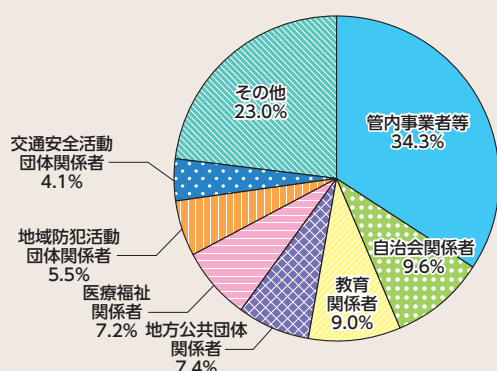
2 国民に開かれた警察活動

(1) 警察署協議会

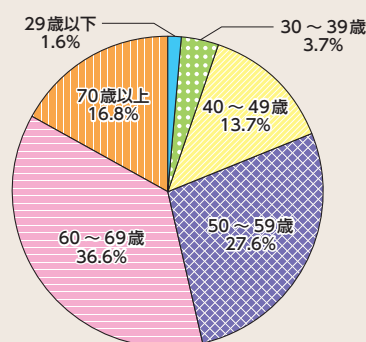
警察は、地域の犯罪や交通事故を防止するなどの様々な活動を行うに際して、地域住民の意見、要望等を十分に把握するとともに、地域住民の理解と協力を得ることが必要である。

このため、原則として全国の全ての警察署に警察署協議会が置かれており、警察署長が警察署の業務について地域住民の意見を聴くとともに、理解と協力を求める場として活用されている。その委員については、都道府県公安委員会が、警察署の管轄区域内の住民のほか、地方公共団体や学校の職員等、地域の安全に関する問題について意見、要望等を表明するにふさわしい者に委嘱しており、外国人や学生を含む幅広い分野等から委嘱された委員が全国で活躍している。平成30年4月1日現在、1,156署に協議会が設置され、総委員数は1万457人である。

図表7-26 委員の職業別構成



図表7-27 委員の年齢別構成



MEMO

地域ぐるみで安全安心を (福井県勝山警察署協議会会長 村上 忠義)

勝山警察署協議会は5人で構成されており、日頃から地域住民の声を幅広く吸い上げて協議会としての意見に反映しています。

例えば、勝山市は年々高齢化が進み、県内9市の中で高齢化率が最も高くなっていることから、地域ぐるみで高齢者を特殊詐欺の被害から守るための取組の推進を提言したところ、警察署が、管内全ての金融機関・コンビニエンスストアに対し、「特殊詐欺撲滅協力店認定証」を配布して店頭に掲示してもらう取組を実施してくださいました。また、特殊詐欺の被害を未然に防止した店舗は、警察署から感謝状が贈呈されるとともに、同認定証に星型のシールが貼り付けられることになりました。

このように、地域住民が一体となって特殊詐欺の撲滅に取り組んだ結果、勝山市では平成29年中に特殊詐欺の被害の発生はなく、警察署協議会委員として地域の安全安心に貢献できたことを嬉しく思っています。

今後とも、勝山市の治安の向上に結び付く意見を積極的に述べていきたいと思っています。



「特殊詐欺撲滅協力店認定証」に星形のシールを貼り付けている様子

(2) 政策評価

国家公安委員会と警察庁は、3年ごとに策定する「国家公安委員会及び警察庁における政策評価に関する基本計画」を踏まえて、毎年、政策評価の実施に関する計画を策定し、政策評価を実施している^(注)。平成29年度には、1件の実績評価書及び2件の事業評価書を作成・公表した。

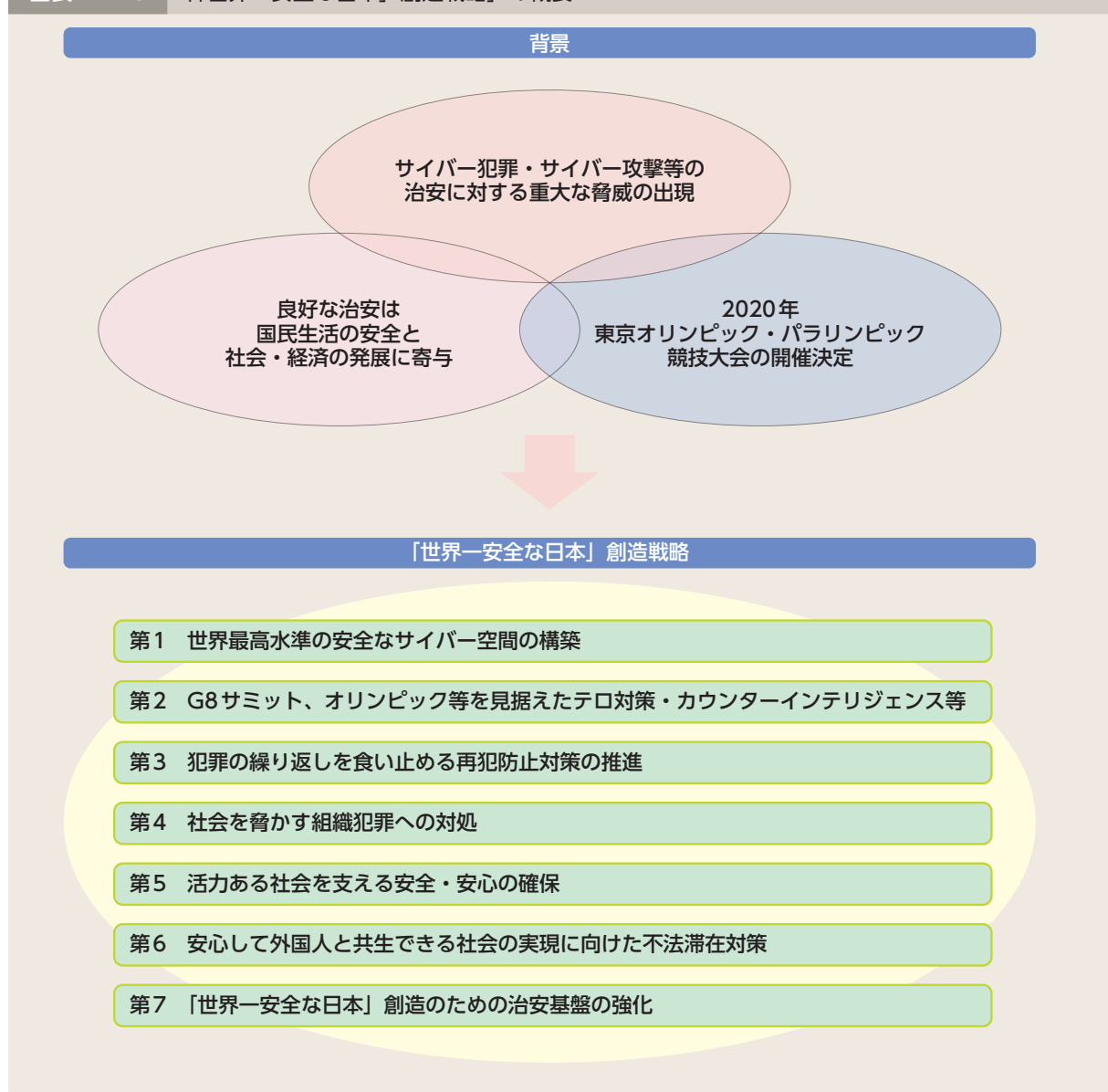
注： <https://www.npa.go.jp/policies/evaluation/index.html>

3 「世界一安全な日本」創造戦略

現在、我が国の治安は、刑法犯認知件数等の指標が改善する一方で、サイバー犯罪・サイバー攻撃、国際テロ、組織犯罪といった重大な脅威に直面している。また、良好な治安は、国民生活の安全を確保すると同時に、社会・経済の発展にも寄与するものである。こうしたことを踏まえ、平成25年12月、「世界一安全な日本」創造戦略が第21回犯罪対策閣僚会議において策定されるとともに、閣議決定された。

この戦略は、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を見据え、犯罪を更に減少させ、国民の治安に対する信頼感を醸成し、「世界一安全な国、日本」を実現することを目標としている。警察では、関係機関・団体と緊密に連携して、この戦略に基づく取組を推進していくこととしている。

図表7-28 「世界一安全な日本」創造戦略の概要



第3節

外国治安機関等との連携

(1) 国際的な犯罪に対する外国治安機関等との連携

① ASEAN加盟国、G7各国等との連携

警察庁では、国際テロ対策、サイバーセキュリティ対策等の分野において、ASEAN加盟国等の外国治安機関等との協力関係の強化に取り組んでいる。

平成29年（2017年）9月にはフィリピンにおいて、ASEAN + 3 国際犯罪閣僚会議^{（注1）}の第8回会議及び日・ASEAN 国際犯罪閣僚会議の第3回会議が開催され、我が国からは国家公安委員会委員長が出席したほか、同月にはシンガポールにおいて、ASEAN警察長官会合（ASEANAPOL）^{（注2）}の第37回会合が開催され、我が国から警察庁幹部が出席した。また、平成29年（2017年）10月にはイタリアにおいて、平成30年（2018年）3月にはカナダにおいて、G7ローマ／リヨン・グループ会合が開催され、我が国からは警察庁担当者等が出席し、国際組織犯罪対策やテロ対策について積極的に議論に参加した。さらに、同年4月にはカナダにおいて、G7安全担当大臣会合が開催され、我が国からは国家公安委員会委員長が出席した。



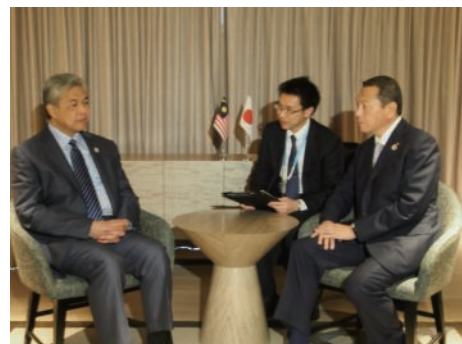
第8回ASEAN + 3 国際犯罪閣僚会議

② 二国間等の連携

警察では、国際的な犯罪対策において我が国と関わりの深い国の治安機関との間で協議を行うなどして協力関係を深めている。29年11月には東京において、中国公安部との間で第10回日中警察協議を、韓国警察庁との間で第6回日韓警察協議を、中国公安部及び韓国警察庁との間で第3回日中韓警察局長級会議を、それぞれ開催したほか、同月にはベトナム・ハノイにおいて、ベトナム公安省との間で第5回日越治安当局次官級協議を開催した。また、国家公安委員会委員長が、マレーシア（同年9月）、フランス（30年4月）等各国の治安担当大臣及びペルー（29年6月）等各国の駐日大使と会談を行うなど、外国治安機関等との協力関係を強化した。



第5回日越治安当局次官級協議



国家公安委員会委員長とマレーシア副首相兼内務大臣との会談の様子

注1：ASEAN加盟国に日本、中国及び韓国を加えた治安機関の閣僚が参加する会議

注2：東南アジア地域の警察機関相互の交流促進を目的として昭和56年に結成されたもので、我が国は、中国、韓国等と共に議決権のない参加資格である「ダイアログ・パートナー」として参加している。

(2) 治安に係る国際約束の締結

刑事共助条約（協定）は、捜査共助の実施を条約上の義務とすることで捜査共助の一層確実な実施を期すとともに、捜査共助の実施のための連絡を外交当局間ではなく、条約が指定する中央当局間で直接行うことにより、手続の効率化・迅速化を図るものである。これまでに米国、韓国、中国、香港、EU及びロシアとの間で締結している。また、犯罪人引渡条約は、日本で犯罪を犯し国外に逃亡した犯罪人等を確実に追跡し、逮捕するため、一定の場合を除き、犯罪人の引渡しを相互に義務付けるものであり、これまでに米国及び韓国との間で締結している。このほか、平成26年2月、PCSC協定^(注)が日米両政府間において署名され、引き続き同協定の発効に向けた協議を行っている。

(3) 国際協力の推進

警察庁では、我が国の警察の知見や特質をいかせる分野において、外務省やJICAと協力し、専門家の派遣や研修員の受入れを通じた海外の警察に対する支援を行っている。平成29年中には、9人の専門家を新たに派遣した。

ア インドネシア国家警察改革支援プログラム

13年以降、インドネシア国家警察改革支援プログラムを実施しており、国家警察長官アドバイザー兼プログラム・マネージャーを含む専門家を派遣している。24年以降、市民警察活動を全国展開させるため、交番制度、現場鑑識活動等に関するこれまでの協力の成果の一層の定着・展開を支援している。

イ ブラジルに対する地域警察活動普及支援

ブラジル政府からの要請に基づき、27年1月から30年1月にかけて、専門家をブラジルに派遣するとともに、ブラジルの警察官に対して都道府県警察での実地研修を行い、交番制度をはじめとした地域警察活動の更なる質の向上及び全国展開に向けた支援を行った。

ウ 研修員の受入れ

警察では、知識・技術の移転及び諸外国との情報交換の促進を図るため、都道府県警察における実地研修、警察大学校国際警察センターにおけるセミナー等を行っている。29年中には、15回の研修でインドネシア、ベトナム、ブラジル、ミャンマー等各国の警察幹部を含む188人の研修員を受け入れた。



インドネシアの警察官への研修の様子

MEMO 警察による国際緊急援助活動

我が国は、外国で大規模な災害が発生し、被災国政府又は国際機関の要請があった場合、被災地に国際緊急援助隊を派遣しており、警察もその救助チーム等の一員として国際緊急援助活動を行っている。

警察では、国際緊急援助隊の派遣に関する法律が施行された昭和62年以降、延べ290人の隊員を延べ16の国・地域に派遣し、被災者の捜索・救助等を行った。

例えば、平成29年（2017年）9月にメキシコ中央部で発生したマグニチュード7.1の地震に際して派遣された救助チームには、警察職員23人及び警備犬4頭が参加し、建物倒壊現場での被災者の捜索等に従事した。また、平成30年（2018年）2月に台湾東部で発生したマグニチュード6.4の地震に際して派遣された専門家チームには、警察職員2人が参加し、行方不明者の捜索・救助活動の支援を実施した。



メキシコにおける被災者の捜索状況

注：重大な犯罪を防止し、及びこれと戦う上での協力の強化に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定（Agreement between the Government of Japan and the Government of the United States of America on Enhancing Cooperation in Preventing and Combating Serious Crime）の略称。日米査証免除措置の下で安全な国際的渡航を一層容易にしつつ、日米両国国民の安全を強化するために、重大な犯罪を防止し、及び捜査することを目的として、相互に必要な指紋情報等を交換するための枠組みを定めたもの

警察活動の最前線



こうへいくん
まもりちゃん

女性の視点に立って

兵庫県警察本部警務部教養課術科指導係
むらやま かおり
村山 香織 警部補

現在、交番等の常に危険と隣り合わせとなる最前線で活躍する女性警察官が増えており、当県警でも、27か所の交番が女性警察官の勤務する「レディースサポート交番」として指定されています。

私は、術科訓練の指導者として、警察署を巡回して剣道の指導を行っているほか、交番で勤務する女性警察官に対し、職務執行力の強化、受傷事故の防止等を目的として、実際の事案を想定した逮捕術の指導を行っています。

また、一般の女性を対象として警察署が主催する護身術教室にも指導者として参加しています。まずは犯罪被害に遭わないように気を付けることが一番ですが、万が一犯罪被害に遭ってしまったとき、とっさに対応して犯人をひるませ、その場から逃げるができるよう、自分の身を護る術を少しでも伝えたいという思いで指導に当たっています。

受講者からは、「来てよかった。次回も参加したい」「友達にも教えてあげたい」といった言葉を頂いて非常にやりがいを感じますし、このような機会を増やすことで、犯罪予防にもつながっていきたいと思っています。

これからも、女性の視点に立って訓練内容を工夫しながら、精強な警察官の育成と、女性が安心して暮らせる社会の実現に向けて頑張っていきます。



中央が本人



まもるくん
あいちゃん

留置担当官として

秋田県秋田臨港警察署警務課留置管理係（現 同署交通課交通指導係）
ないとう ふき
内藤 芙希 巡査長

留置管理係の仕事は、事件を検挙する捜査部門のように成果を挙げて周囲から注目されることは少なく、警察業務の中でも目立たない仕事の一つです。

しかし、私たちが相対する被留置者は、自らの身体を傷つけて命さえも絶とうとする者、留置担当官に無理難題を要求する者、留置担当官の揚げ足を取ろうとする者等、様々な者がおり、常に緊張感を持って勤務しなければなりません。

留置施設では、体調不良を訴える者や、悩みを抱え込んでしまう者もあり、拘置所等への移送や釈放までの間、被留置者の心身に事故を生じさせないことがいかに難しく、重要なことであるかを実感しています。

ある晩、被留置者が着衣を首に巻いて自ら首を絞めようとしたことがありましたが、他の勤務員と一体となって迅速に対処したため、自傷行為を未然に防止することができました。被留置者による危険な行動を防ぐためには、被留置者と最も長時間接している留置担当官だからこそ気付くことができる僅かな変化を見逃さない、という基本原則の重要性を改めて認識した事案でした。

今後も、他の勤務員と情報共有を図るなど、被留置者に対する適切な処遇と事故防止に万全を尽くしていきたいと思っています。

